# ものづくりイノベーション企業創出道場事業費補助金交付要綱

２３産労商支第２号
平成２３年４月１日　制定
２５産労商支第８７５号
平成２６年４月１日　改正
２６産労商支第１０２４号
平成２７年４月１日　改正
２８産労商支第１２７４号
平成２９年４月１日　改正
３０産労商支第２０５５号
平成３１年４月１日　改正

（通則）

第１条　ものづくりイノベーション企業創出道場事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和３０年法律第１７９号）及び「東京都補助金等交付規則」（昭和３７年東京都規則第１４１号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付の目的）

第２条　この補助金は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「補助事業者」という。）が実施する中小企業における新製品開発、組織体制構築及び事業化に関する各種の支援事業に要する経費を補助することにより、中小企業の高付加価値化及び自立化を推進し、もって、中小企業の振興及び経営の安定に寄与することを目的とする。

（補助金の交付の対象）

第３条　この補助金は、補助事業者が中小企業における新製品開発、組織体制構築及び事業化に関する別表１に定める「補助対象事業」を行うために必要な経費であって、別表２の「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

（補助率）

第４条　補助事業者に対して交付する補助金の額は、前条に規定する経費の１０分の１０以内とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による補助金交

付申請書（正１通、写し１通）を知事に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第６条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金交付の決定を行い、様式第２による補助金交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

２　知事が、必要があると認めるときは、前項の交付決定において、補助金の交付決定の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

３　知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第２項により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る控除税額を減額するものとする。

４　知事は、前条第２項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の撤回）

第７条　申請者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知を受けた日から１４日以内にその旨を記載した書面を知事に提出し申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消等）

第８条　知事は、この補助金の交付決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

２　前項の規定によるこの交付決定の取消により、特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金を交付することがある。

(1)　補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2)　補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに

要する経費

（計画の変更等の承認）

第９条　補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ様式第３又は様式第３－２により計画変更等の承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を著しく変更しようとするとき。

(2)　補助事業に要する経費の配分を、別表１に定める補助事業細区分のいずれか低い額の２０パーセントを超えて変更しようとするとき。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１１条　補助事業者は、毎四半期終了日現在の補助事業の遂行状況を、それぞれの日の経過後１５日以内に様式第４により知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、様式第５により速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を知事に提出しなければならない。第９条第３号の規定により廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(1)　補助事業の成果

(2)　補助事業の収支計算に関する事項

(3)　その他知事が必要と認める事項

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税控除税額が明らかな場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の請求）

第１３条　補助金の支払は、東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）第８３条第１項第４号により概算払とし、四半期ごとに補助事業者からの請求に基づいて分

割払とする。

２　補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の支払を受けようとする場合は、様式第６により補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

３　補助金を分割して概算払を受けた補助事業者は、当該概算払の残金を次回に繰越しできるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第７により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（補助金の額の確定）

第１５条　知事は、第１２条の規定による実績報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の成果がこの補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　前項の規定による補助金の確定額は、補助事業に要した経費と、これに対応する補助金の交付額とのいずれか低い額とする。

３　知事は、補助事業者に対し補助事業による収入（受益者負担収入）があったときは、その収入に相当する額を補助金の額から差し引くものとする。

（補助金の精算）

第１６条　補助事業者は、前条による額の確定を受けたときは、概算払を受けた額と確定金額との差額を直ちに知事に納付するものとし、その領収書の写しを添付して様式第８により精算書を知事に提出しなければならない。

（決定の取消）

第１７条　知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部又は一部を取り消す。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　その他この交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第１５条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後におい

ても適用があるものとする。

（補助金の返還等）

第１８条　知事は、第８条又は前条の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

２　知事は、第１５条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第１９条　知事が、第１７条第１項の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取り消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第２０条　補助金が２回以上に分けて交付されている場合における前条第１項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還額を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　前条第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

３　前条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第２１条　知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違

約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第２２条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産の台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

２　補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した財産のうち取得価格又は効用を増加した価格が５０万円以上のものを、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第９により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年３月３１日付号外大蔵省令第１５号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

（関係書類帳簿の整理保管）

第２３条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（検査・報告に応ずる義務）

第２４条　補助事業者は、知事が東京都職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別表１

補助対象事業

補助事業の内容は、次に掲げるものとする。

| 補助事業区分 | 補助事業細区分 | 補　助　事　業　内　容 |
|---|---|---|
| １ものづくりイノベーション企業創出道場 | （１）新製品開発支援 | ①専門家による個別指導や実習等により中小企業の新製品開発の取り組みを次の視点から体系的に支援する事業<br>ア デザイン手法を活用したマーケティング技法の習得<br>イ アイデアから開発コンセプトを決定するまでの課題解決技法の習得<br>ウ　試作品（モックアップ）の製作による具現化の習得<br>②プロジェクトマネージャー、サブマネージャー及び専門家等で構成するチームが、新たな組織体制づくりが必要な受講企業に対し、組織体制の整備や事業化に向けた取り組みを次の視点から支援する事業。<br>ア　経営資源の配分<br>イ　生産する上で必要な管理体制の構築<br>ウ　販売する上で必要な管理体制の構築<br>エ　人材の確保及び育成に対する支援 |
| | （２）事業化支援 | ①専門家による個別指導や実習等により中小企業の事業化の取り組みを次の視点から体系的に支援する事業<br>ア　知財や資金計画、生産技術など、企業戦略の作成<br>イ　売れるためのしくみづくりとなる販売戦略の作成及び事業化ロードマップの作成<br>ウ　各社ごとに製品特性や事業化の進捗状況等に応じた外部専門家の派遣<br><br>②本事業に参加した企業間で独自に取り組むネットワーク化などの推進を支援する事業 |

別表２

補助対象経費

| 補助対象経費 | |
|---|---|
| 経費区分 | 内訳 |
| 報償費 | 講師、専門家、デザインインストラクター、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャー等への謝礼 |
| 旅費交通費 | 講師、専門家、デザインインストラクター、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー及び職員等の現地指導、企業訪問、連絡調整等の旅費 |
| 一般需用費 | 印刷製本費（各種テキスト、募集案内チラシ、成果事例集等）<br>消耗品費（資料購入費、展示会出展経費、各種事務消耗品等） |
| 役務費 | 各種の通信費、運搬費、郵送費、入金口座への振込み手数料 |
| 委託費 | 試作品の製作委託、展示会出展に係る装飾等委託 |
| 使用料及賃借料 | 機器使用料（試作品製作等に使用する各種の試験研究機器（技術指導料を含む。）、事務機器等の各種リース経費等）<br>会場施設使用料（各種事業会場等の借り上げ等） |
| 備品費 | 什器、機器等の購入費 |